

平成27年4月10日

富良野市長 能 登 芳 昭 様

富良野市市民参加制度調査審議会

会 長 瀬 川 謙 二 郎

富良野市情報共有と市民参加のルール条例の実施状況と改善  
方策に関する意見書

「富良野市情報共有と市民参加のルール条例」が平成17年7月に施行され、9年を経過し、この間2度に渡り制度検証が行われてきました。

ルール条例は、「情報の共有と市民参加の手続き」をルール化し、「住んでいて良かったと実感できるまち」を「市民と市がともに作りあげる」ことを目的とし、基本原則は、「市が持つ情報は市民のものである」として、積極的に情報を提供し、市民と情報を共有することにあります。

そのために、「市民の意見を市の仕事に積極的に反映させること」、及び「市の仕事の企画立案から決定過程において、その経過、内容及び手続きを市民に分かりやすく説明をすること」を条例において明記しております。

これらのことを念頭に、本年度は、条例第35条の規定に基づく3年毎の制度見直しとして過去3年間における市民参加制度の運用実績を検証し、さらに条例制定の原点に立ちかえり必要と思われる改善方策について議論をしましてまいりましたので、その結果を報告いたします。

今後、この意見書や市民からの意見をもとに、市民と市がともに考えともに作りあげ育ててきた「富良野市情報共有と市民参加のルール条例」のさらなる充実により、市民と市が協働するまちづくりの推進に向けた取り組みを期待するものです。

## 1. 運用実績と評価について

### (1) 情報の共有

この条例は、市が事業などを実施する際に計画から決定までのプロセスが市民に見えてこないという疑問が出発点となり、一定のルールをつくり、市民に情報を提供し、市民も参加しながら物事を決めていく条例として施行されました。

市民参加をするためには、情報の共有がなければ、市民参加につながりません。

その中では、広報紙が中心的な役割を果たしていますが、手にとり読んでもらえる広報紙の紙面づくりが求められています。また、情報メディアの多様化により、携帯電話やスマートフォンなどのIT機器が多く利用される今日的状況を踏まえ、より幅広い多くの世代を意識した多様な媒体を複合的に活用することへのアプローチも必要かと思われます。さらに、市民が広報記事やホームページを導線に市の仕事に対して、もっと関心を持ってもらえる情報発信を継続していく必要があります。

## (2) 市民参加手続

市民参加手続については、条例に基づく市の仕事などを対象に、審議会やパブリックコメント・意見交換会などの実施により、市民にとって意見を反映する権利が保障され、市民の参加する機会が着実に拡大されてきました。

また、市民からの意見の提出は、決して多くはない状況にありますが、興味のあることや生活に密着していることについては、多数の意見が寄せられた事例もあります。

このような中で市からの情報がわかりにくいとの意見もあり、市民に向けての問いかけ方や実施方法についての工夫も必要であると考えます。市民からの意見では、市の原案に対して要望や訂正意見ばかりではなく、賛成や同意する内容も多いことから、「公表方法」や「出てきた意見への回答」を工夫することで、再度の意見提出につながるものと考えますので、わかりやすく相手が納得できる回答、丁寧な回答に心がけていただきたいと思います。

現在、パブリックコメント手続きにおいては、最終段階の案を公表していますが企画段階での意見募集など市民参加をうながす工夫が必要があると思います。

市の情報は、多岐にわたりますので、市民によって情報の受け方はさまざまですが、情報は、市民の財産であり情報の価値は、市が決めるものではなく、市民一人ひとりが判断するものと考えます。今後も手続きの対象範囲を市が制限したり、市民に提供する情報を限定せず、意見の多少にかかわらず、情報の提供は創意工夫しながら積極的に続けていくべきと考えます。

## 2. 運用の改善について

運用上の改善については、現行制度の中では、周知方法などに課題もありますが現段階では、条例の改正までは必要ないと判断しました。

条例制定以来、9年が経過し職員の「市民参加の手続についての理解」について、十分認識されていない状況もうかがえることから、改めて、研修会などにより、「条例の必

要性と意義」について職員に浸透・徹底を図る必要があると思います。

また、市民には、この条例があることにより、市民が市に向けて意見や議論できる場が保証されていること、また、「住んで良かったと実感できる」まちづくりのためには、情報の共有や市民参加が重要であることを、さらに広く、深く周知することを望みます。

今後も、この制度が市民の考え方を適切に反映し、実効性の高いものとなるよう、本条例第 35 条に基づき、3 年毎の見直しを、市民の視点から総括的に行うことを望みます。

おわりに

この「情報共有と市民参加のルール条例」は、市民が立ち上げた「まちづくり研究会」による本市のまちづくりルールの策定に向けた検討結果をもとに、その第 1 段階である「ともに考える土壌づくり」をめざし制定されました。

今後もこの条例が、より市民や市にとってより「身近な条例」として育てられることを願うとともに、市民と市が「ともに行動する協働のまちづくり」に向けた取り組みへと発展することを期待しております。